

〔研究ノート〕

## 島崎藤村『夜明け前』における木曾山林事件の虚実

——林業経済史の立場から——

西川 善介

## 1 はじめに

昨年(2004),島崎藤村研究を長年主催してこられたという旧知の国文学者劔持武彦氏から『夜明け前』に関する意見を求められた。筆者が長年信州木曾谷の林業史研究を手掛けていることを知っておられたからであろう。お話によれば、最近、『夜明け前』について国文学者以外の研究者から同書を主題とする本が出版されたそうで、筆者の見解を求めてこられたのである。その本は『島崎藤村『夜明け前』リアリティの虚構と真実——木曾山林事件にみる転落の文学的背景——』(お茶の水書房,1999年)という書籍で、著者は北條浩氏である。北條氏は、入会林野の研究者で、筆者とはその点同学である。もっとも筆者は北條浩氏とは森林所有権研究会、徳川林政史研究所等ではいつもすれ違いで、研究会で一緒であったことがなかった。筆者は民法学者福島正夫氏を中心とした森林所有権研究会の成立時メンバーの一人であって、5か年ほど研究会を続けたのち『入会権の本質と様相』(東大出版,1967年)を岐阜の入会について纏めてから研究会は事実上解散した。次に北條氏が福島正夫氏を中心として『夜明け前』の研究会を始めたらしい。北條氏の説明によれば、初め徳川林政史研究所所長の所三男氏を主要メンバーとして『夜明け前』研究会を若干のメンバーと一緒に始めたが、見解の相違があっ

たので、最初の計画を中止して、北條氏が所氏を除いた他の研究者と共に福島氏の強い要請に基づいてその研究会を続けたとのことである。

その北條氏が『夜明け前』について以下のような考えから研究を纏められたと、自ら述べている。「本書は、明治・大正・昭和(戦前)の三代にわたり名を成した文豪、島崎藤村の小説家としての役割を『夜明け前』の一つのテーマを分析しながら明らかにしたものである。また、同じことながら小説の役割とはいったいなにかということも問い正した」(同書333頁)という。筆者自身は、研究を始めてからは社会科学と文学(したがって小説も含めて)とをいちおう峻別する立場に立っているので、北條氏の後半の部分はさし当たって興味が無い。しかし北條氏は、さらに自らを語って「島崎藤村の小説『夜明け前』を、木曾山林問題を中心にして林政史・法社会学の立場から明らかにすることを指示され、指導された福島正夫先生(当時、早稲田大学客員教授。法社会学・民法・法制史)は、私の木曾山林に関する論文を四、五見られただけで世を去られている。先生が東京大学在職中(東洋文化研究所教授)の時には『夜明け前』を史実としてみられたから——この点についても私は同じである——『夜明け前』の研究会をつくられた後は、相当に問題視されていた」(同,335頁)。

筆者は、敗戦後、村落研究に従事してから、偶然に信州木曾谷開田村の山村実態調査に入り、

その参考文献として『夜明け前』を読んでみた。そのときは大いに感激を覚えた記憶している。しかしながら、その後、村落の社会学的研究や経済史研究を集中してやってきて、同書をめぐっての情報は最近までほとんど知らなかったのである。したがって今度、意見を求められて、やっと『夜明け前』に関する種々な情報に関心を持つようになった始末である。

そこで、最初に述べておくと、『夜明け前』は筆者にとっては小説（恋愛小説とか歴史小説という類）であって、歴史学の書物ではない。したがって藤村がこの小説を書くために、多くの史実を集め、たくさんの古文書を調査して書いたからといって、それは歴史書を書く目的ではなく、歴史小説であったわけである。ところが、この本を読んだ沢山の文学者、歴史家等（北條浩氏を含めて）が、この本を歴史書として取り扱っているのに一種の驚きがあった。藤村自身が「私の『夜明け前』は、まあ歴史ぢやございません」（『夜明け前の実像と虚像』芳賀登、教育出版センター151頁、1984）といっているにもかかわらず、その齟齬には同書を読んだ人達のそれぞれの想いがあるのであろうが、さしあたって思いつく理由は、第一に、藤村が『大黒屋日記』等の地方文書ジ カタモンジョを比較的多く利用しながら書いたこと。第二に、歴史家（林業史）所三男氏がこの本に関連して、尾張徳川領に至る木曾支配の歴史を『木曾山の生いたち』（『解釈と鑑賞』31の8、1966年6月）に発表し、さらに同誌に『島崎家の系譜』（同1966年7月）を掲載したことに一因があるろう。前者は『木曾山林事件の経緯』（『藤村全集・別巻下』174頁、筑摩書房）に、さらに「青山半蔵と木曾の山林事件」（徳川林政史研究所『研究紀要』1982年度）に多少手を入れて、また要約的に所三男『近世林業史の研究』（吉川弘文館、1980年、634頁）（日本学士院賞を受賞）に報告され

ている。

問題は、それらの報告が『夜明け前』も含めて木曾谷の「史実」に耐えられるであろうか、ということなのである。

国文学者を中心に、多くの歴史家まで巻き込み、また木曾谷の町村史等（『開田村誌・下巻』《1980》、『南木曾町誌』《1982》）にも引用されている『夜明け前』が、これ以上一人歩きするのは木曾谷の研究者として、無関心ではおられないので、以下『夜明け前』に取り扱われている青山半蔵の戸長免職という重要な事実なるものは、要するに歴史上の史実ではなく、藤村の考え出したフィクションであることを説明してみたいのである。

## 2 徳川義親の『木曾山』

徳川林政史研究所には木曾谷近世の32か村について関係するいわゆる「ジ カタモンジョ地方文書」が収集されているが、その経緯は徳川義親先生が学習院卒業後、歴史学に特別な興味もないままに、無試験であったので、東京帝国大学国史学科に入学（1907）して、卒業論文を纏めたことに遡る。卒論の評価について指導教授はこんな庶民の歴史は歴史ではないといわれたそうである。この卒業論文は『木曾山』の題名で自費出版され（1915年）、その後の木曾谷研究者の注目を集めた。その後、同大学の生物学科に入られたが、生物学の実験に継続した時間をとられて不可能となり、その研究が続かず、再び歴史学に復帰したそうである。それからであろうと思うが、木曾谷の古文書の収集に積極的に従事して、先生の木曾谷研究の報告は、昭和10年頃にほぼ纏められた。それが主著『木曾林政史』（戦前の雑誌『御料林』に連載）で未刊行である。先生は『木曾山』について、「50年後になって、歴史ではなく経済史であるとわかった。ぼくはわ

が国経済史の草分けとなったが、当時はまだ経済史の概念もなかったのである。」と述懐しておられる(『最後の殿様』1973年、講談社、52頁)。また「家(尾張藩)の古文書を調べたが木曾の記録はなかった。ぼくは助手一人をつれ、木曾の村々を廻り、庄屋の家を訪ねて記録を集めた」(同47頁)。そしてさらに「ぼくは木曾の谷々の庄屋を訪ねてあるき、御岳の登山口の王滝村に行った。王滝村はいまはダム湖底に没して昔の面影はなくなってしまった。この村の庄屋、松原彦右衛門さんの家に多くの古文書が整理されて残っていて、松原さんは全部提供してくれた。それが公式記録とあわない。」「ぼくは歴史の公式記録が事実と合致しない場合が多く、それが当然で不思議ではない、と理解できるまでに50年を要した。」(同49頁)「なぜ、公式記録は、時に事実とあわないのか。これを究明するのが歴史であり、面白い点である。なぜこうなのか、どうしてそうなったのか、を研究することで、僕ははじめて歴史に興味をもつようになった。」(同頁)と。そのようにして収集されて、大切に保管されている地方文書が、北條氏を始め、多くの研究者にどんどん研究に利用されていくことを待っているのである。そしておそらく島崎藤村もこの研究所の地方文書を直接、間接に多少は見てるのではないだろうか。ただし、その文書の一部は所三男氏を介して閲覧しているらしい。そこで『夜明け前』の創作にいちおう協力している所三男氏の話に移ろう。

### 3 所三男と『夜明け前』の解説

筆者は10年近く所三男氏が研究所主任であった徳川林政史研究所に勤務して、同じ研究室にいたが、同氏が『夜明け前』に協力していたことや、そのための「木曾山林事件の経緯」について書いていたことは全く知らなかったし、会

話にもそういう方面の話は出なかった。

所氏は、信州松本の出身で、大正10年4月から長野県木曾福島町小学校代用教員兼実業補習学校教授嘱託として大正14年まで勤めている。当時25才である。その所氏が最初に興味を持ったのは「詩の世界」であった。その頃、徳川義親『木曾山』を読んで「教員時代の私にとって正に空谷の聲であった。その足音はまた、この手口を真似て研究を進めることなら自分にもできそうだという一縷の望みを持たせてくれた意味において『木曾山』はやがて私の命運を左右するほど容易ならぬ発見でもあった。」(『信濃』第41巻12号78頁浅井潤子「山に生きた土着史家所三男先生」)という。『木曾山』との出会いから木曾教育会嘱託となり、また島崎藤村とのめぐり逢いともなったらしい。「島崎先生を福島から旧中山道妻籠口つまごの三留野みとのまで同行して案内するお役目を引き受けた。この同行が、のちの藤村の『夜明け前』の史料探訪に犬馬の労をとることもなった。藤村は随筆『桃の雫』に実名で所氏の人物評をされているが、歌人所三男氏はしばしば島崎先生の代作を頼まれ、当時の恵奈中学、木曾高女の校歌の作詞をもされている」(同78頁)。その所氏が昭和2年の或日、麻布富士見町の(徳川家の)邸内にあった林政史研究室をたずねた。徳川先生はそのときのことを「木曾福島に住人、所三男という青年が訪ねて来て、木曾の研究がしたいから3か月程東京にいて史料が見たいということであった。勿論異存なく承諾した。然るに三か月たっても木曾に帰えるどころか、やがて三年となり、五年となって居坐ってしまい、十年、二十年、三十年もすぎて今日となった。研究室が研究所となって現在の目白に移り、私が所長、所君が主任、というより、ぬしとなって私の方が教えを受ける事が多くなった。不肖の弟子なんか何十人あったもはじまらない。出監の弟子があつて学問

は進歩する（徳川義親「私の研究法」『具体例による歴史研究法』吉川弘文館、150頁、1960年）と書いている。所三男氏が仕事を歌の世界から歴史学へ移したのは「昭和10年代以降は、氏は専ら史学者として立ち、潮音への出詠も全く途絶してゐた。」（『信濃』41巻12号「所三男と潮音——歌人としての側面——」90頁）と歌の旧友太田青丘氏は述べている。

その所氏が藤村の『夜明け前』について「木曾山林事件の経緯」を纏めたのは既述したように昭和41年6月のことである。藤村の『夜明け前』の発表は昭和4年から10年で、その間約30年の時間が流れている。そういうわけで『夜明け前』にどの程度所氏が協力したのかは全く不明だが、所氏がその後、木曾林業史研究に専心するようになったのは間違いないことである。その結果が雑誌『解釈と鑑賞』に投稿した2つの論文である。これはおそらく『夜明け前』の解説の積もりで纏められたのであろうが、筆者にはその2論文に所氏の歴史学者としてよりも歌人としての立場がより一層からんでいるような印象を受ける。

そこで、次に2報告の検討に入ろう。まず、所三男氏の「島崎家の系譜」から取り上げてみよう。この報告は、勿論島崎正樹（藤村の父）の書いたといわれる「島崎家関係資料」を基礎にそれをふくらませて書いたものである。そういうわけで、そのふくらませた部分が、「史実」に基づいているかどうかは歴史家には問題なのである。と同時に正樹の書いた誤りをどのように訂正しているかが同じように問題となる。そこでまず正樹の書いた「関係資料」からごく一部の箇所を取りあげてみよう。

出陣ノ節 台徳院殿東照公ノ軍ニ會セント中山道ヲ上リ玉フニ山村甚兵衛良勝殿千村平右衛門良重殿野州小山御陣所ヨリ先立ニテ上ラ

レ左ノ御朱印ヲ以教諭セラル

信州木曾中諸侍如先規御召置御條各存其旨可致忠節八猶山村甚良勝馬場半右衛門千村平右衛門千村助左衛門可申候也

慶長五年 八月朔日 御朱印

木曾諸奉公人中へ

右二付同志之者早速申合御味方ニ參ルヘキニ犬山ヨリ石川備前木曾へ討手ヲ差向ルニ付林六郎左衛門島崎與次右衛門勝野彦三等馬籠砦二籠リ防戦シ犬山勢ヲ追拂ノ後參上スヘキ旨山村千村兩君へ申送り然後木曾家舊臣等百姓に至ルマデ徳川家へ御味方仕ル趣石田方八間工候ヤ犬山勢不戦シテ引退ク依テ八月十二日馬籠出馬福島二到リ兩君ニ對面馬籠砦ヲ堅メ候ヘトノ命ヲ承ケテ歸ル

右木曾路早速徳川家御手ニ入ノ功ニ依テ山村千村兩君ヲ始知行御拝領同冬山村道祐君木曾御代官被為蒙命候二付馬籠御代官其外萬瑞如先規被召置候（『藤村全集・別巻・下』1971年、112頁、筑摩書房）

日本史の通説では、この当時、豊臣の木曾代官である石川備前は自らの領地犬山城にいて、その家臣を木曾の守りに常任させていた。同時に「三成に黨して中山道<sup>クミ</sup>を塞がんとし原藤左衛門、原孫右衛門兄弟をして贄川の塞を扼せしめ」（『木曾福島町史・上巻』178頁）た。一方、「家康は征行して下野国小山に在って（三成開戦の）報を得て大いに驚き、子結城秀康を留めて会津に備え、自ら江戸城に帰って西上軍を統べ、別に秀忠をして一軍を率いしめて中仙道を進発せしめんとした。而して其木曾路を通せしめんがために、……（重臣）本多佐渡守正信、大久保十平衛長安に諮った。」（『木曾福島町史上巻』178頁）その結果木曾家の「遺臣山村良勝・千村良重・馬場半左衛門昌次を薦めた。よって家康は急遽山村・千村の両氏を小山に召し

た(前掲書178頁)。「山村・千村の両氏小山を出る時部下僅かに数十人に過ぎない。よって檄を飛ばして甲信に隠れていた一族同類を招いた」(前掲書178頁)。そこで山村・千村の率きいる軍は木曾谷に入り、8月12日に「贅川を攻めて原兄弟を追い(一説には山村清兵衛、原兄弟を説いて立退かせたという)木曾を平定した。なお、石川備前は犬山に山村良勝の父良候(道佑)を木曾谷を平穩に支配するために人質にしていたが、関が原の戦の敗北後解放して、自らは出家して余生を生きた。一方秀忠は中仙道で木曾谷に達する前に、西軍真田昌幸に上田城で進軍をはばまれ、大幅に遅れて「9月17日に妻籠に泊まったところで関ヶ原の勝報を聞いている」(『南木曾町誌』155頁)。以上の通説から、「関係資料」に石川備前木曾へ討手差向ルニ付、林六郎左衛門、島崎与次右衛門、勝野彦三等馬籠砦二籠り防戦シ犬山勢ヲ追払フは全く「史実」に反する。「関係資料」の中では妻籠というかわりに何故「馬籠」の文字が何回もでてくるのか、歴史上分からない。妻籠に在住したはずの島崎與次右衛門まで「馬籠にいて石川備前の兵の攻撃を防いだ」ことになっている。しかもその島崎与次右衛門はすでに死者であったはずなのに。その象徴が「島崎家の系譜」にある「山村、千村両君ヲ始(メ)」,」というように山村・千村等木曾義昌の重臣と島崎を同列または同輩であったような言葉の使い方である。これは全く歴史的事実にあわない。以上のように見ると、正樹の家系譜は、絶えず「馬籠」とか「島崎」を歴史を無視して強調していることが分かるのである。

では、所氏はどのように歴史解釈をしているのであろうか。「(重通は…西川)ある程度の手作り農業に従いながら、いわば兵農を兼ねた防衛生活を営んでいたようである。その彼、重通が再び義昌(木曾…西川)からの出動命令に接

するのは天正2年(1574)の3月のこと、即ち東濃の失地回復を目指しての苗木遠山勢の動きが活発になって来たため、これの攻略軍への参加を命令された。この時重通は樵夫三人を従卒として苗木の阿手羅城近くへ潜入、そしてまず西山からの城水を絶ったのち、火箭を以って城内へ急襲を加えた。この奇襲作戦に狼狽して、主将遠山右衛門佐(友勝)以下の脱走するのを予期していた重通らは、難なく友勝の首級を挙げてこれを義昌に献じたので、この重通に対して義昌は感状を与え、更に在所馬籠において五貫文の地を賞賜した」(『解釈と鑑賞』1966年7月、236頁)と。そうすると、島崎家ではその父重綱(妻籠在住)と二代にわたって同じ感状を木曾義昌から貰ったことになってしまうが、すなわちその感状とは次の通りである。

義昌朱印

今度戦功出るに仍って、坂下の内五貫文宛うべく候。弥忠節肝要なるべく候。仍って件の如し。

天正二年四月五日

嶋崎監物殿

(『木曾旧記録』より)

本当であろうか。また「<sup>けんもつ</sup>監物」とは形式上は「中務省勤務で、出納の監察と鍵の管理を扱う」奥富敬之『日本人の名前の歴史』245頁、1999年、新人物往来社)を意味する。木曾谷にはたとえば三尾将監(左右の近衛府)と呼ばれている者など近世に入っても山村木曾代官から控地等を給与されている家臣が若干いる。阿部栄之助『恵那郡史 全』(大正14年)によれば「天正二年春、木曾義昌武田勝頼の加勢として東美濃へ発向のとき、馬籠峠の道をよくし、人馬を通じてより、之を通るものが多く、御坂越を為すものは減ずるに至った。」(105頁)とある。

天文2年(1533)京都醍醐寺理性院の巖助僧正が伊那郡の文永寺に旅したとき、妻籠に泊った際「妻子は木曾一家也云々。則ち木曾路の内也。」(拙稿「所三男『近世林業史の研究』を読んで—木曾谷は古代からの林業地か<sup>(2)</sup>—」『専修人文論集』第30号)とあるように、当時は妻籠までが信州木曾谷で、馬籠は美濃に属した。もともと馬籠は木曾義仲の異母妹菊女が源頼朝から賜ったもので、「美濃州遠山庄馬籠村」(1215年)という。それが長享元年(1487)頃になると、木曾馬籠といたり恵那郡馬籠といたりするようになる(『恵那郡史』153頁)。いずれにしても、天正2年当時は、武田勝頼が戦略上進出してきて、馬籠は、甲府との交通が戦略上重要視されていたのである。したがって政治上、「妻籠は木曾氏とは関係なく、直接甲府の武田氏とむすびついていた。このことから、妻籠は武田氏が直接押さえ、武田氏の支配する在番衆がおかれていたことが知られる」(『木曾・榎川村誌二』438頁、1993年)。これが「史実」であろう。なお、所氏が、重通をして首級をとったと説明している主将遠山右衛門佐友勝についても「嗣<sup>ヨツギ</sup>無きにより(織田)信長、飯場城主右衛門佐友勝をして継がしむ。永禄12年(1569)友勝当城に入り、男久兵衛友忠を飯場(城)に置く。友忠後男右衛門佐友信を留めて、自ら明照城に移り、父の死後弟久兵衛友政と共に当城に住む」(『濃飛両国通史上巻』684頁、1923年)とある。遠山友勝はとにかく一生を全うしている。

次に、所三男氏の報告「木曾山林事件の経緯」について検討しよう。『夜明け前』の「第八章二」について、マルクス主義講座派の服部之総氏が非常に感激して次のように述べている。青山「半蔵が木曾谷三十三カ村の総代となつて一敗地にまみれるあの山林事件を書いた第二部第八章は、『夜明け前』の圧巻章である。「御一

新がこんなことでいいのか。」という彼の独語が、読む者の胸々にこだましてゆく。」(『服部之総著作集』第6巻、111頁、1955年、理論社)、その青山半蔵(モデル島崎正樹)は、木曾山林事件について四通の官庁への請願書を書いたことになっている。その日付は明治2年3月、明治4年12月、明治5年1月、明治5年2月である。そして青山半蔵が結局そのために戸長を免職されてしまうのは、最後の請願の明治5年2月である。藤村は次のようにその場面を書いている。

「五月十二日も近づいた頃、福島支庁からの召喚状が馬籠にある戸長役場の方に届いた。戸長青山半蔵宛で。

半蔵は役場で一通り読んで見た。それには、五月十二日の午前十時までに当支庁に出頭せよとある。但し代人を許さない。言い渡すべき件があるから、この召喚状持参の上、自身出頭のこととある」(『夜明け前 第二部(下)』35頁、新潮文庫)。8行ほどおいて。「筑摩県支庁。そこは名古屋県時代の出張所に宛ててあった本営のまま、まだ福島興禅寺に置いてある。街道について福島町に入ると、大手橋から向って右に当る。指定の刻限までに半蔵はその仮の役所に着いた。待つこと三十分ばかりで、彼は支庁の官吏や下役などの前に呼び出された。やがて、掛りの役人が一通の書付を取り出し、左の意味のものを半蔵に読み聞かせた。

「今日限り、戸長免職と心得よ」とある。果して、半蔵の呼び出されたのは他の用事でもなかった。尤も、免職は戸長にとどまり、学事掛は従前の通りとあったが、彼は支庁の人達を相手にするのは到底無駄だと知っていた。実に瞬間に、彼も物を見定めねばならなかった。一礼して、そのまま引き下がっ

た。」(前掲書, 36頁)。

以上の引用が小説上の青山半蔵の戸長免職の具体的描写である。

ところがである。島崎正樹の作った「島崎氏年賦二」(『藤村全集第15巻』683頁, 1968年, 筑摩書房)の明治6年「五月十二日正樹依願戸長退職」とあり, 少し前の5月7日「筑摩県学事掛申付ける」といった記載が発見される。これは, いったいどういうことなのか。勿論, すでに明治5年5月12日役場から免職された本人が1年後に再び依頼退職というのはどうにも理屈に合わない。服部之総氏は半蔵が戸長を免職になったのは明治6年5月12日だという。面白いのは北條浩氏で, 氏は明治6年5月12日戸長退職の藤村の記載を見ているので, 「半蔵は戸長免職ではなく, 依願退職にほかならない」(前掲書, 28頁)といっている。そして, その北條氏はさらに「それをあえて小説において重ねるならば, そうして, 山林問題を歴史的事実として主題として構成するならば, 半蔵の郷愁である。尾張藩・名古屋県へたいしての山林解放の要求を集中的にしなければならないのであり, さらに木曾33カ村を背景にして県と明治政府を相手に戦い。」(前掲書, 28頁)。ここでは, 歴史的事実, 要するに史実の追及ではなく, 自らのイデオロギー(絶対主義天皇制)という観念的立場から歴史的事実を空想している。北條氏が免職か依願退職か, の矛盾をそのままにして「夜明け前」について思いをめぐらしているところに, 最大の問題がある。

筆者は半蔵の4通の請願書が創作であると判断する。その理由は木曾谷の歴史にある。もちろんここで詳細に説明するわけにはいかないので, 以下箇条書きにその理由について纏めておこう。

一, まず33か村の請願書が33か村の協議に基づいて作成されたものとしては考えられず, また

文章や単語等から農民の間で通用する<sup>ジ カタモンジョ</sup>地方文書とは思われない。この報告の最後に古文書そのものを示した「半蔵」すなわち正樹の請願書と木曾谷10村(山岳寄り)の古老(庄屋級)の纏めた請願を比較してみれば, その点の相違がはっきりする。後者の請願書は自分達の生活体験に基づいて書いているが, 前者はいわばインテリ的(都会的匂いがぷんぷんであるという意味)である。

二, 明治2年の段階では地租改正問題等はまだ始まっておらず, 明治6年7月に地租改正条例等が制定されている。また大蔵省が地券取調掛と付属人とをきめたのが明治5年9月で, 筑摩県の地検掛のなかに, あの有名な本山盛徳(木曾地検取調当時は12等出任中属)が入っていた。しかし当時は山林の官民有土地区別事業は始まっておらず, 明治8年(1875)に内務, 大蔵両省に属する地租改正事務局が設置されてからである。しかも中央の條令等と地方の條令が一致して, 直ぐ実施に移された時代とはいえない。山林問題に拘って興味ある問題を説明しておこう。

木曾谷王滝村では, 明治4年(1871)明治政府から福島宿を介して一種の通達を受取った。

御廻章貴意を得候。然れば今日御出張所へ御呼出しの上, 森祐一郎様より御申渡御座候は, 今般藩を廃し県を置き候に付ては, 総て御改訂, 余儀無き訳にて, 先般申付置き候御山守并御留山見廻り役共御廃止相成り候旨, 御本県(伊那県庁)より仰せ越し候御趣にて, 別紙御書付巻通御下け渡しの上, 当宿より外村々えも通達仕るべき旨, 御沙汰に付(以下省略)

(明治四年)

未十月十八日

福島宿

柏原江左エ門

三尾村  
 黒沢村  
 王滝村  
 西野村  
 末川村  
 黒川村  
 右御同勤中様

(村誌王滝下巻966頁)

その結果、明治4年上松材木役所は廃止、山守や御留山見廻り等が廃止となり、各村で盛んに山林盗伐が行われた。もっとも、村によっては従来の山林制度を従来通り守っている村落もあったが。

三、「五木」を中心に農民が請願をこの時期に書くことは到底考えられない。農民のいう「五木」とは停止木の五種類だけをいうのではなく、生活上の重要な他の木々なども含む。結局、農民にとっては明山の従来の用益を確保できるかどうかは農民の関心事であった。

四、33か村のうち、もっとも山林問題に関係の少ない馬籠の庄屋青山半蔵はなぜ中心になって動いているのか。所氏は「木曾33ヶ村惣代・馬籠村庄屋島崎吉左衛門」は「これは名目的な惣

代で、いわば請願効果を狙ったの惣代であることは疑いなく」といっているのであるが。

次に所三男氏の報告の別の疑問点をあげておこう。

青山半蔵を免職させたのは4年11月25日伊那県から移ってきた県参事永山盛輝である、と所氏は述べている(『研究紀要』26頁)が、しかし、『夜明け前』では福島役所に行つて戸長免職となった半蔵が「<sup>むらかた</sup>村方総代仲間が山林規則を過酷であるとして、まさに筑摩県庁宛の嘆願書を提出するばかりに支度もとのえたことが、支庁の人達の探るところとなったのだ。彼はその主唱者と睨まれたのだ。」(『夜明け前』37頁)と書いてあるだけで県参事の氏名も書かれていないのだが。その永山氏は、所氏の指導した町村誌では「山林の官民有区分問題では、木曾谷の住民を大いに苦しめた人物であった」(『南木曾町誌、通史編』513頁)という。一体どういう根拠から以上のことがいえるのであろうか。まさか山林の官民有区別で札つき官史となった本山盛徳(『夜明け前第二部(下)』11頁)と間違っているのではなからうか。歴史家児王幸多氏の論文「木曾山林の地租改正」(『法政史学』第14号、19頁、1961年)では、その永山氏が5年10月に租税頭奥宗光宛提出したはじ

<p>御問合候、以上、                  料ヲ以拔伐申付候様いたし度、此段及                  明細取調、木毎二極印打渡、相当ノ伐                  候分者、其時二官員差出、木数尺廻等                  二候、依而八為御救助小細工等二相用                  者出来候而者不相濟儀、実二憫燃之至                  迎此俣差置候而者、眼前生活を失ひ候                  余分之木品を一時御払下候力無之、去                  又者小細工等致候者共八いづれも窮迫、                  可願出旨懇二申諭置候得共、前頭竊稼                  令八字ナ限り、亦者谷限り立木御払下                  右躰猥成儀者差留、御規則ニ依り、仮                  雑穀等買求メ細煙ヲ立罷在候処、官林                  駄数二応ジ、聊税納、右品売代金ヲ以                  他笠櫛椽木地等之小細工致し、仕出候                  明山と唱官林之内拔伐いたし、竊稼其                  住居之者不少、所持之田畑無之、従来                  当県管下木曾谷村々之儀、深山沢間二</p>	<p>補</p>
---	----------

めでの伺書（補）を取り上げている。

また所氏は「そして木曾山林事件の第二期は明治十三年に再発するが（『藤村全集、第12巻』436 - 439頁）、その間の七、八年が空白であったのではない。具体的には、明治六年の五月、木曾の大小区（三十三ヶ町村）の区長・戸長・副戸長全員の連署した嘆願書が筑摩県権令の永山盛輝宛に提出された。この時の願人代表はこれまでの島崎正樹でなく、妻籠町村の近親島崎與次右衛門（第八区長）がこれに代わり、」（『藤村全集、別巻下』183頁）とっておられるが、こういう「史実」があったのであろうか。島崎正樹の最後の請願書（明治五年二月）の後続については今のところ明治五年八月の「恐れ乍ら書付を以て願ひ奉り候」が分っているが、その請願内容は正樹の請願書とは打って違って、請願者も十か村で、馬籠、妻籠等は連署に入っていない。連署の村名は以下の通りである。

恐れながら書付を以て縋り奉り候

奈川村  
荻曾村  
藪原村  
菅 村  
原野村  
末川村  
西野村  
黒沢村  
王滝村  
三尾村

右拾ヶ村役人共申し上げ奉り候。最前、御達相成り候山林の儀、旧習を省き、総て一般官林と御改正の上は、是迄明山と唱え、雑木と雖も百姓共旧幣に泥<sup>なじ</sup>み、自俣に立入り伐木仕り候儀、かたく相成らず、相当の元木代収納御払請の上にて、伐木仕るべき旨、先頃の

御達之趣、一同拝承奉り候。就ては木曾地の儀は兼て御熟知あらせられ候通り、無二の僻地、田畑少く、其上四方の山嶽にて、至って寒郷に御座候えば、兎角風霜の患がちにて米雑穀共不熟の年柄多く、常々夫食品乏しく、他郷よりの買入れを以て露命を繋ぎ、就中綿、紙、油・茶・塩の類に至る迄、皆買入れを以て相凌ぎ草・木・水・石を除くの外は、乏しき品がちにて、何れの村々も連々難渋の段は御見聞にてあらせらるべく、多くは他所へ出稼ぎ仕り、僅かの稼ぎ賃を以て乏しき品々を買入れ、しだいに今日を営み暮し仕り、かつ又、炭薪の潤沢成るを以て堪え難き寒気も相凌ぎ罷りあり、別て私共村々の儀は山嶽続きの僻地故、その場所により田畑へ猪、鹿除の垣等嘗膳仕り候えども、今般の御政道を以て、悉く相当の元木代収納仕り、御払請の上ならでは、伐木御禁止相成り候ては、実に以て極窮の者共はその儀もあたわず、忽ち絶々<sup>タエダエ</sup>にも及ぶべきと、朝、暮れ悲歎の躰、見るに忍びず、いかん共不便至極に存じ奉り候。勿論御法則の儀に御座候えば御達の通り奉戴仕らせ申すべく候えども、左候ては前に申し上げ奉り候通り、元木代を以て御払下け願ひ奉るべく無力の者は、寒気も凌ぐべきばかりも御座なく、土炭<sup>とたん</sup>の苦痛堪え難き場合え差詰り候えば、終に黙止がたく盗木仕り、罪人の絶え間もこれなく様成りゆき候ては、御上様の御手数も不容易、すべて御仁恤の御主意にも相悖り、如何とも嘆かわしき次第など、夫れ是れ村役人共の心痛ひとかたならずより、やむを得ず縋<sup>スガ</sup>って恐願奉り候。勿論難渋の限りなきを申し立てありて、無税にて伐木等の儀を願ひ立て候ては、公命に背き御政道を妨げ候に押し移り、重々恐れ入り奉るべく御儀に御座候えば、僅かながら収税等申し上げ、歎き願ひ奉り候間、絶えなる有様、極難の一々御賢

慮遊させられ、格別の御哀愍を以て願の通り御採用成し下され置き候様伏して願ひ奉り候。則ち収税等の儀は恐れながら左に申し上げ奉り候

一元明山と唱え、薪をはじめ田畑江猪、鹿除きに困り候垣根並居宅嘗膳の用木或いは道橋川除井水え付、入用等総て百姓共余儀なき自用に伐木仕るべき分は村請に成し下され置き、年税として区別、戸数に応じ、一戸に付永五拾文宛、上納仰せ付けられ、右に而伐木御免許成し下され置き候はば内輪の儀は村々限りの勘弁を以て然るべき法則相立て、貧民を救い、収税差し支えなく相勤め、御蔭けを以て、永世安住仕り度く、願ひ上げ奉り候。

但したとえ雑木といえども炭薪板類を初め、総て木品いささかたりとも他向へ輸出売仕り度分は御規則にかんがみ、元木代申し上げ、御請払いの上ならでは、一切伐木仕らず儀、急度相慎み申すべく候。

一、従前村々御留山と唱え候分は、さらに官林に置かせられ、たとえ小成雑木と雖も一切手差し仕らず候。入用の節は是又相当の元木代申し上げ御払請けの上、伐木仕るべく、是れ又他向え御払い下げ相成り候とも苦しからず存じ奉り候。

右歎願奉り候通り窮民共御救い一廉とおぼしめされ、離隔の御仁恤を以て、御採用成し下され置き度、一同<sup>スガ</sup>縋って歎願奉り候以上

明治五年壬申八月

右拾ヶ村  
戸長名主 印

福島

御取締所

(北條浩「島崎藤村『夜明け前』」223頁より引用。読み下し文は西川。)

以上の歎願書が馬籠、妻籠等を除いた木曾10ヶ村のものである。念のため次に島崎正樹の出したといわれる明治4年12月の歎願書であるが、比較のためあげてみよう。『夜明け前』第2部(下)には藤村が一部を書いている。

恐れながら書付を以て願ひ上げ奉り候御事今般、藩縣御廃置仰せ出だされ、海内悉く郡縣の御制度立てさせられ候に付ては、一般公平の御処置行なはせられ候御儀と恐察奉り候、然る上は、従前の舊習、一藩限りにて立て置かれ候御制度等は、御改革遊ばされ候御儀に在らせられ、従来<sup>クシ</sup>榑木御切替代として、年々村々へ下し置かれ候御救金の儀も、当年より下し置かれざる旨御申渡し、一同畏み奉り候、しかのみならず、従前御救として、濃州大井村初め御管下村々より御繰り込み成し下し置かれ、拝借仕り候御藏米の儀、金壹両につき、御年貢金納御直段よりも五升安にて、翌年十二月中代金返上仕り、格別の御扱ひ筋に候處、是れまた御差し止め相成り候段御申渡し、畏み奉り候、右様御救ひ筋差し止め相成り候上は、山間居住の小民共、樹木、鳥獸の利を以て渡世営み候ほか御座無く、海辺の生民は、現今漁塩の利を以て渡せ仕り候と同様の御儀に存じ奉り候、然るに、海辺においては漁塩に御停止と申す儀御座無く、木曾山中に限り御停止木と申儀は、公平の御処置とも存じ奉らず、尤も海辺において殺生禁断の場所等これ在り候はば、山中に於いても右に准じ、御留山は立て置かれ候儀御座有るべく候得共、明山よりも御留山多く立て置かれ候儀は恐れながら、庶民を子とするの御政道において御座ある間敷き御儀と恐察奉り候前頭の次第、木曾谷内の貧困御憐察成し下し置かれ、此のたび御改革につき、享保以前の古に復し、木曾谷中御停止木御解き、他県

一般公平の御処置成し下し置かれ候様、ひた  
すら願上げ奉り候

右願上げ奉り候通り、格別の御仁恵を以て  
御許容成し下し置かれ度く、幾重にも願上げ  
奉り候、以上

明治辛未十二月

木曾三十三ヶ村惣代

名古屋御縣福島御出張所

萩原村 飯島要次郎

王滝村 松原彦右衛門

原野村 征矢野安六

馬籠村 島崎吉左衛門

妻籠村 原佐左衛門

三留野村 宮川誠一郎

代 林九左衛門

野尻村 木戸彦左衛門

須原村 西尾次郎左衛門

上松村 上田宇兵衛

福島村 柏原郷左衛門

宮越村 村上弥惣左衛門

藪原村 伊澤源左衛門

奈良井村 手塚義十郎

贄川村 倉沢隆之助

千村右衛門司

(徳川林政史研究所『研究紀要』昭和46年度、23  
頁より引用)

両者の請歎書の比較については、前述した通  
りである。

ところで、藤村の『夜明け前』が服部之総氏  
のいうように読者の間に大きな影響を与え、そ  
の後、山林問題に多くの関心が集められるよう  
になったのも事実である。もちろん木曾谷山林  
問題はそのうちの一つであるが、いわゆる入会  
問題は昭和初年前後から始まっている。そして  
この問題はさらに日本の明治維新を世界史上ど  
のように規定するかの課題につながってゆく。